**（参考）**　　　　　　　　　　　　**教職員の健康管理手続き一覧表**　　　**（市町村立小中学校教職員）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種　　類 | 提出書類等 | 県教育委員会への  提　出　者 | 提出年月日 | 留意事項 |
| **結**  **核** | 定期健康診断 | 公立学校教職員定期健康診断報告書（様式第6）　　　　　　　1部 | 市町村教委→  教育事務所 | 毎年  9月30日まで | 市町村教委において、事後措置の決定を行う。Ａ1を指示された者は、指導区分の変更を受けなければ勤務につくことができない。 |
| 休職審査 | ア　休職審査願（様式第8）  イ　状況報告書（様式第9）  ウ　校長の意見書（具体的観察事項を含む）  エ　市町村教育委員会の意見書  オ　主治医の診断書（様式第15）  カ　Ｘ線フィルム（発病から現在まで）  キ　その他参考となる資料  各1部 | 本人→校長→市町村教委→教育事務所 | 休職発令予定日50日前まで | 市町村教委によりＡ１の事後措置を指示された者でも休職する者はすべて必要 |
| 措置変更審査 | 措置変更審査願（様式第10）必要な資料を添える　　　　　各1部 | 本人→校長→市町村教委→教育事務所 | 必要あるとき | 県教委において決定された事後措置を変更する時に行う。 |
| 休職期間  延長審査、  復職審査 | ア　休職期間延長審査願（様式第11）又は復職審査願（様式第12）  イ～キ　休職審査に同じ　各1部 | 本人→校長→市町村教委→教育事務所 | 休職期間満了日又は復職予定日の2か月前まで |  |
| 結核の発病 | 発病報告書（様式第2）　　1部 | 校長→市町村教委→教育事務所 | すみやかに | 結核の診断を新たに受けた者はすべて必要 |
| **結核以外の疾病** | 定期健康診断 | 公立学校教職員定期健康診断（結核以外の疾病）報告書（様式第7）  1部 | 市町村教委→  教育事務所 | 毎年  9月30日まで |  |
| 休職審査 | ア　休職審査願（様式第8）  イ　状況報告書（様式第9）  ウ　校長の意見書（具体的観察事項を含む）  エ　市町村教育委員会の意見書  オ　主治医の診断書（様式第15）  カ　その他参考となる資料  各1部 | 本人→校長→市町村教委→教育事務所 | 休職発令予定日50日前まで | 市町村教委によりＡ１の事後措置を指示された者でも休職する者はすべて必要 |
| 措置変更審査 | 措置変更審査願（様式第10）必要な資料を添える　　　　　各1部 | 本人→校長→市町村教委→教育事務所 | 必要あるとき | 県教委において決定された事後措置を変更する時に行う。 |
| 休職期間  更新審査、  復職審査 | ア　休職期間更新審査願（様式第11）又は復職審査願（様式第12）  イ～カ　休職審査に同じ　各1部 | 本人→校長→市町村教委→教育事務所 | 休職期間満了日又は復職予定日の2か月前まで | 精神性疾患（関連疾患を含む）の復職審査は、特に長期間を要するので留意すること |
| 感染症の発病 | 発生報告書（様式第2）　　1部 | 校長→市町村教委→教育事務所 | すみやかに | 規則第18条第1項に定める第一種感染症に罹患した時、ただしエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。）については疑似症も適応する |